

弁理士ジョージの相談室 Q & A

先生、日本で特許が取られているインターネットを使った発明を海外のサーバで実施しても、特許侵害にならない、という記事を見ました。本当ですか。



日本国内で特許発明のすべてを実施した場合に特許侵害になるのが原則ですが、海外のサーバで特許発明の一部を実施しても日本では特許侵害になるという裁判例(注)があります。



へえ...

ただ、色々な観点で議論されているテーマであり、今後の裁判例の動向に注意が必要です。



ふむ... そうなのですね。実はあるビジネスを思いついたのですが。



为什么呢?

人気作家のAさん原作の@@@というアニメがありまして、これを海外のサーバにおいて日本に配信するっていうのはどうでしょう。海外のサーバだったら大丈夫なのですね。



それはダメですね。アニメは著作権で保護されます。たとえ海外のサーバを使ったとしても、著作権のない人が、日本向けにアニメの配信サービスを行うと、日本の著作権法違反に問われますよ。



う... そうなのですね。作家さんに申し訳ないことを考えてしまいました。



本業のシステム開発でよいアイデアが湧いたらご相談ください。



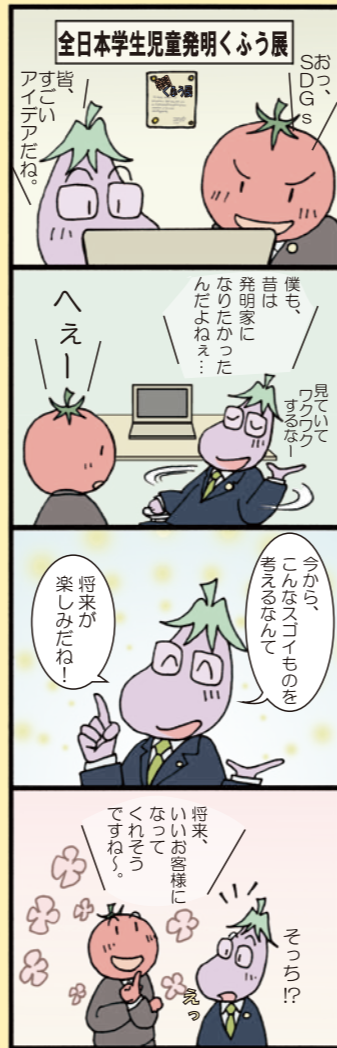
はい、出直してきます。



(注) 令和4年7月20日付知財高裁判決

なすびくんのお仕事

飯間和之(作) 飯岡栗子(画)



日本弁理士会マスコットキャラクター「はっぴょん」

「はっぴょん」は弁理士制度100周年に当たる1999年に誕生しました。?マークが帽子をかぶっているようで面白いでしょう。「はっぴょん」の名前の由来は「アイデアが「はっ」と湧いたら「びょん」と弁理士に相談してね」です。はっぴょんは、私たちの生活に関わる知的財産についてわかりやすく教えてくれます。

特許庁からのお知らせ

経営における無形資産活用のための事例集を紹介します!



知財・無形資産を活用した経営の実践や、経営層の知財経営への意識向上といった課題に対し、経営層が知財部門を頼りにし、知財部門が経営層に働きかけを行うことができる関係を築くことが求められています。

本事例集は、このような関係の構築を実現した**知財部門と経営層間のコミュニケーション**のプロセスを事例として紹介し、知財経営の普及を図ることを目的としています。

◀特許庁HP

「『企業価値向上に資する知的財産活用事例集—無形資産を活用した経営戦略の実践に向けて—』について」



JPAA Information

冊子「シリーズJAPAN特産品(令和3年度改訂版)」を発行しました!



この広報誌「パテント・アトニー」内の記事「シリーズJAPAN特産品」を冊子として編集し発行しました! 様々な地域ブランド名が商標権として保護されている事を感じて頂きながら、津々浦々の特産品をお楽しみ頂ければ幸いです。詳細は、以下のサイトよりご確認ください。

「シリーズJAPAN特産品(令和3年度改訂版)」
<https://www.jpaa.or.jp/activity/pamphlet/>



PATENT Attorney

パテント・アトニー

VOL.107
2022
日本弁理士会広報誌
秋号

「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。



【ヒット商品はこうして生まれた!】

ヒット商品を支えた知的財産権

使いやすさにこだわり磨き上げたアプリ

「りそなグループアプリ」

- シリーズ特産品(岩泉まつたけ)
- 知っておきたい! この技術
- トレンドでつく「バイオインフォマティクス」
- 知財miniトリビア

- 弁理士ジョージの相談室
- 漫画「なすびくんのお仕事」
- 特許庁からのお知らせ
- JPAA Information





りそなグループアプリ

【意匠登録】 第1646173号
第1646174号
第1651219号

使いやすさにこだわり 磨き上げたアプリ

株式会社りそなホールディングスが意匠登録した「りそなグループアプリ」は、2018年度にグッドデザイン賞を受賞し、「銀行がリリースしている口座管理アプリの中でも一線を画したユーザー体験を提供している」と同賞審査委員に評された。このアプリは、銀行窓口での接点がない顧客に向けてスマートフォン一つでさまざまな銀行取引やサービスを簡単に提供できるツールの実現を目指して開発が始まった。

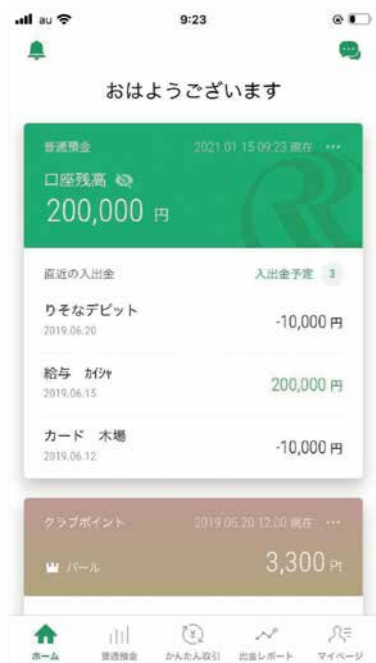
2016年11月に社内で検討プロジェクトを立ち上げた後、翌年4月から具体的な開発フェーズに入ったところで、最新のテクノロジーを活用したデジタルコンテンツの制作等を手がけるウルトラテクノロジスト集団のチームラボと提携した。同社とともに「スマホがあなたの銀行に」をコンセプトに、シンプルでわかりやすいデザインにこだわり、ユーザーの利便性を追及したが、その実現は容易ではなかった。銀行の商品は説明責任が課されている点があり、画面に盛り込む内容が多くなりがちだった。「デジタルの世界は

法的に必要な説明などが、お客さまからどう視認されているのかわかりません。検討当初は銀行として、とことん説明しない怖さがありました」と言うのは、開発を率いた同社オムニチャネル戦略部のグループリーダー・新植祐輔さん(2021年時点)だ。しかし、チームラボと意見交換する中で疑問を呈され、「銀行が表示したいことは、ある意味で銀行側のエゴだったのか」と思ったそうだ。そこから「脱・銀行」を目指したアプリ開発が進められた。しかし顧客の評価も未知数であることから、社内に抵抗がなかったわけではない。新植さんは「この方向が正解だ」という確信があったとはいえ、社内に説明するのは難しかった」と振り返る。

そうした過程を経てできたアプリの画面は、少ないタップ数でさまざまな取引機能が提供できるものになっている。また、独自のシステム基盤から構築したことで、既存のネットバンキングとは異なる使い勝手のよさも特徴だ。画面のデザインは利用する顧客に最適なボタンの位置を検討したり、一画面上に情報を埋め込みすぎずにスクロールを豊かに使うことで分かりやす

さを重視するなど、細やかな配慮がされている。こうして「使いやすいものにする」という信念をもって磨き上げたアプリができあがった。

2018年2月にサービス提供が始まり、現在では500万を超えるユーザーにダウンロードされ、20代から80代まで幅広い顧客に利用されている。グッドデザイン賞で対外的に認められた後押しもあり、アプリによって顧客が広がる手応えから知財での保護を目指したというオムニチャネル戦略部の坂峰峰さん(2021年時点)。検討の結果、12画面を「物品に表示される意匠」として出願したという。意匠法改正前の2019年のことで、2018年の公開から1年以内の「新規性の喪失の例外証明書」の提出にあたっては、リリース当初に広報活動に力を入れて多くのメディアに取り上げられただけに、資料の収集に苦労したそうだ。「金融業界でもデジタルを活用したビジネスが隆盛になる中で、デザインを経営資源として有効活用すること」を目的として出願された本件意匠登録は、多様なジャンルにおける意匠の可能性を示すケースとなっている。



シリーズ JAPAN 特産品

岩泉まつたけ

商標登録：第5931806号



「岩泉まつたけ(いわいずみまつたけ)」は、岩手県の岩泉町と、その周辺地域で採取された松茸です。そのなかでも「岩泉まつたけマイスター」が、基準に沿って選りすぐった、味・香り・形の三拍子揃った松茸だけが、「岩泉まつたけ」を名乗ることを許されています。

松茸ごはん、土瓶蒸し等の松茸料理は、なかなか口にするのができない貴重なものですが、「岩泉まつたけ」は、ブランド松茸でありながら、オンラインショップや、ふるさと納税の返礼品としても出荷されています。

岩泉町は、岩手県の北部に位置し、面積が本州一広い町。その93%が森林です。標高約600.5mの宇霊羅山(うれいらさん:アイヌ語で「霧のかかる峰」)は、山の麓から龍が飛び出し、泉が湧き出たという伝説が残る名山です。宇霊羅山をはじめとする北上高地には、太古より守られてきた美しいアカマツ林と、清らかな水

が、岩泉町では、「岩泉まつたけ研究所」を設立し、岩泉まつたけ事業協同組合とともに、岩泉独自の松茸栽培法を15年かけて確立しました。収穫量を約4倍にすることに成功し、日本の中でも有数の松茸産地に育てました。



また、当組合では「岩泉まつたけ」が育つ山の環境を維持し、栽培方法を確立するとともに、「岩泉まつたけ」のブランド化にも力を注いでいます。昨年より「岩泉まつたけ山づくり協力隊」のボランティアメンバーを公募し、落ち葉かき等のアカマツ林の保全による持続可能な山づくりにも取り組んでいます。

「岩泉まつたけ」は、地域団体商標を出願し、平成29年に登録されました。

「岩泉まつたけ」は、地域団体商標を出願し、平成29年に登録されました。

このコーナーに掲載御希望の方は、「特産品」のプロフィール・連絡先を右記までお送りください。 Fax 03-3519-2706 Mail panf@jpaa.or.jp

知っておきたい!この技術

トレンドてっく

シリーズ 48

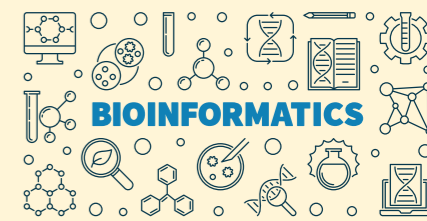
バイオインフォマティクス

バイオインフォマティクスは生命科学と情報科学の融合した領域を指す言葉で、概念は1970年代からあった。大きく発展したのは、ヒトをはじめとする生物のDNAのゲノム解析が進んだ今世紀に入ってからだ。DNAのゲノム情報は膨大なもので、そのデータを解析するスーパーコンピュータの進化も、バイオインフォマティ

クスの広範な活用に不可欠だった。2010年頃からさまざまな生物やウイルスのゲノムが解明され、膨大なデータが世界で蓄積されてきた。そうした情報に基づき、遺伝子工学によるゲノム編集の技術を用いて有用な農作物を作ること、人口増加と気候変動をもたらす世界の食糧問題を解決できると期待されている。

現在の農作物は長い歴史の中で品種改良されてきた栽培種であり、野生種に比べて遺伝的多様性が低く、しかも栽培品種の多様性も失われているため、病害虫や気候変動の影響

を受けやすい。食糧不足を回避するために、野生種のゲノムから有用な遺伝子を特定して、栽培種のゲノムに組み込む研究が成果を挙げつつある。病害虫に強い、収量が多い、あるいは芽に毒のないジャガイモなど、さまざまな栽培種を生み出す試みが世界中で進められている。



知財 mini トリビア

第7回 コンテンツのタイトルは商標ではない?

商標とは、自分の商品・サービスを他人の商品・サービスと区別するための「目印」のことです。そのため、そのような目印としての使用をしていなければ、商標の使用にはあたらず、他人の商標権の侵害に該当することはありません。

たとえば、筆者の代表作「楽しく学べる「知財」入門」(講談社現代新書)の表紙において、どの部分が商標にあたるでしょうか? タイトルの「楽しく学べる「知財」入門」ではありません。これは商品(書籍)の内容説明に過ぎず、また、大きくオビに書かれた文字や図形も商品(書籍)の内容紹介に過ぎません。他社の新書シリーズと区別するための目印、つまり商標にあたるのは、一番下にある「講談社現代新書」の文字列です。これと同じ理屈は、音楽CD、映画DVD、ゲームソフト、ネット投稿動画などコンテンツ一般にあてはまります。

なお、雑誌・新聞など、同じタイトルで内容の異なるものが繰り返し発行されるものについては事情が異なります。こちらはタイトルが他社商品と区別するための目印となっていることから、タイトルが商標にあたります。(弁理士 稲穂健市)

楽しく学べる「知財」入門

稲穂健市

「C」に著作権はあるか?



これからのビジネスは知的財産が決め手!!

講談社現代新書